

委員会の運転基金を使う共同プロジェクト基準

1. プロジェクトは、委員会活動の権限内のものでなければならない。
2. 締約国すべてがプロジェクトによる恩恵を享受しなければならない。
3. プロジェクト提案は資金提供される場合、締約国によって利益が期待されると強調できるものでなければならない。
4. プロジェクトは、補助金又は各締約国の通常のプロジェクト運営予算を代替するものが含まれてはならない。各締約国が承認した、進行中のプロジェクトを新しいプロジェクトに差し替えてはならない。
5. プロジェクトは、太平洋サケ類の生物学的解明を進め、又は持続性若しくは保護を促進するものでなければならない。
6. プロジェクトは一定の時間内に完了するものとし、継続的な形での資金拠出は行われない。
7. プロジェクトによって、委員会の負債となるような継続的経費を生じさせてはならない。
8. プロジェクトへの資金拠出を承認する前に、締約国すべての合意を得なければならない。